

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案） 概要

1 計画策定の趣旨（本編1ページ）

本市では、介護保険制度の開始以降、老人福祉法及び介護保険法の規定により3年ごとに高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

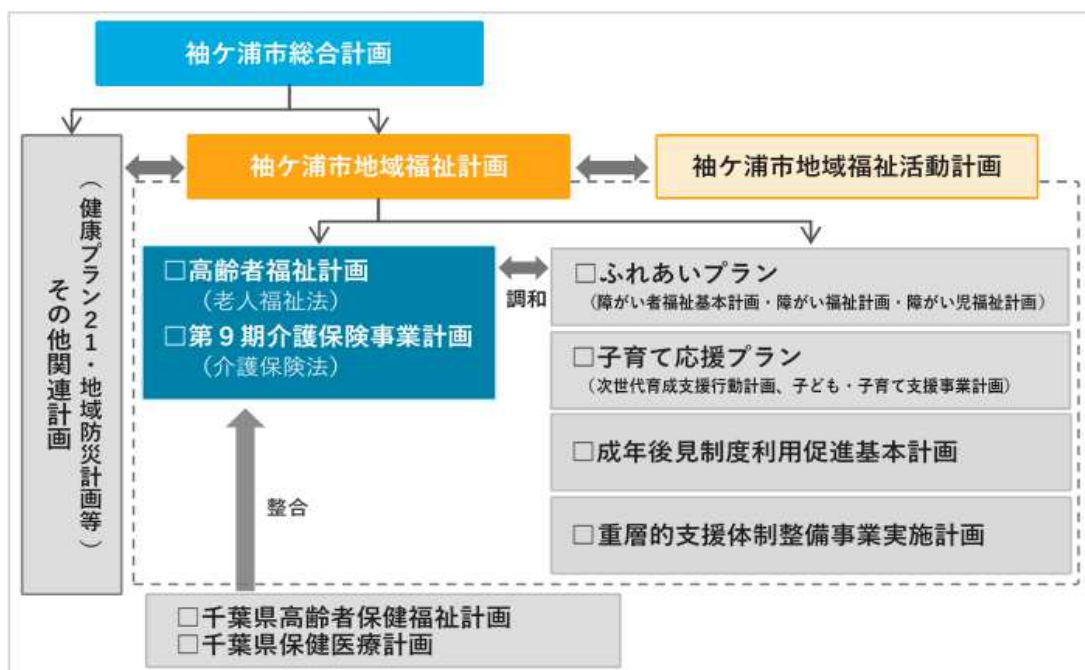
本計画はこれまでの取組を継承しつつ、国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針等を踏まえながら令和22（2040）年を見据えて、本市における高齢者保健福祉施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉事業及び介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険制度の安定的な運営と、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくための重要な計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ（本編2ページ）

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、上位計画の「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」をはじめとする他計画と整合を図り策定しています。さらに、「袖ヶ浦健康プラン21」や「袖ヶ浦市地域防災計画」等との調和も図っています。

■本計画の位置づけ■



3 計画の期間（本編3ページ）

「介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うことになっています。したがって、今回策定する「第9期介護保険事業計画」の計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。また、「高齢者福祉計画」は「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間を計画期間と定めます。

なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。

■計画の期間■



4 計画策定にあたっての基本的な視点（本編4ページ）

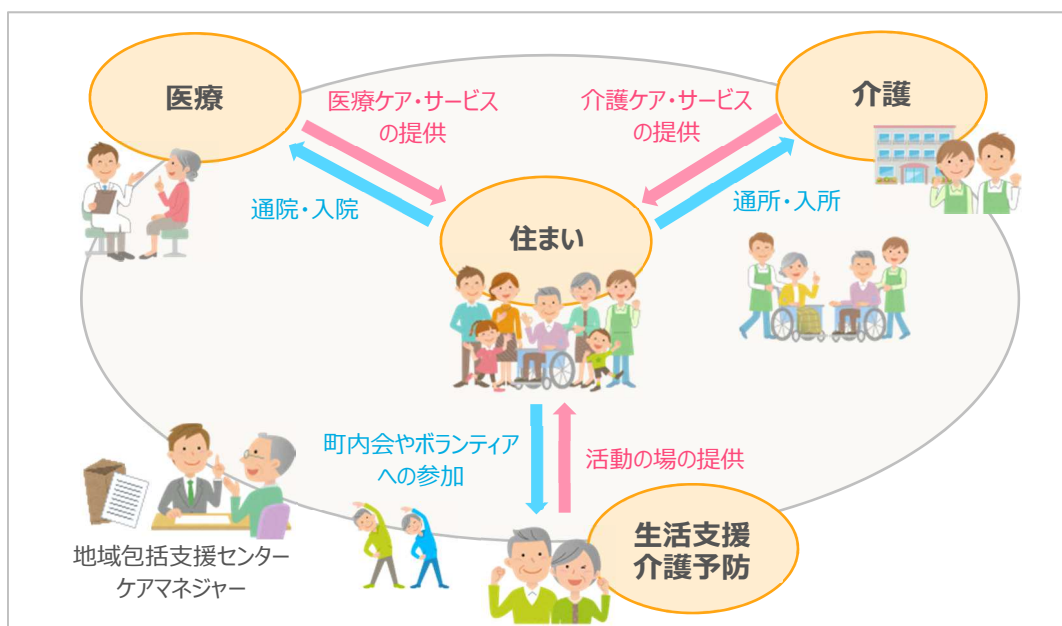
第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことになっています。

本市では、これまで、医療・介護関係者間で地域の医療・介護資源に関する情報を共有し、相互の専門性を理解した上で、その知識を互いに習得できるよう連携を図ってきました。また、袖ヶ浦いきいき百歳体操等の介護予防を推進してきたほか、介護保険サービスを充実させるため特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めてきたところです。

厚生労働省が公表した第9期介護保険事業計画の基本指針案では、計画期間中に令和7（2025）年を迎えることや団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえた計画にすることが求められており、介護サービス基盤の計画的な整備、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を介護保険事業計画に定めることが重要であるとしています。

第9期計画の策定にあたっては、これらを踏まえ、介護サービス基盤の整備を進めるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組、認知症施策をさらに推進していきます。また、地域共生社会の実現を目指し、行政のみならず、あらゆる市民が生きがいや役割を持ち、地域の多様な主体と協働し、自分らしく生活することができる地域社会を形成するために、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

■地域包括ケアシステムの姿■



5 高齢者の現状

(1) 人口と高齢化率の推移（本編5・6ページ）

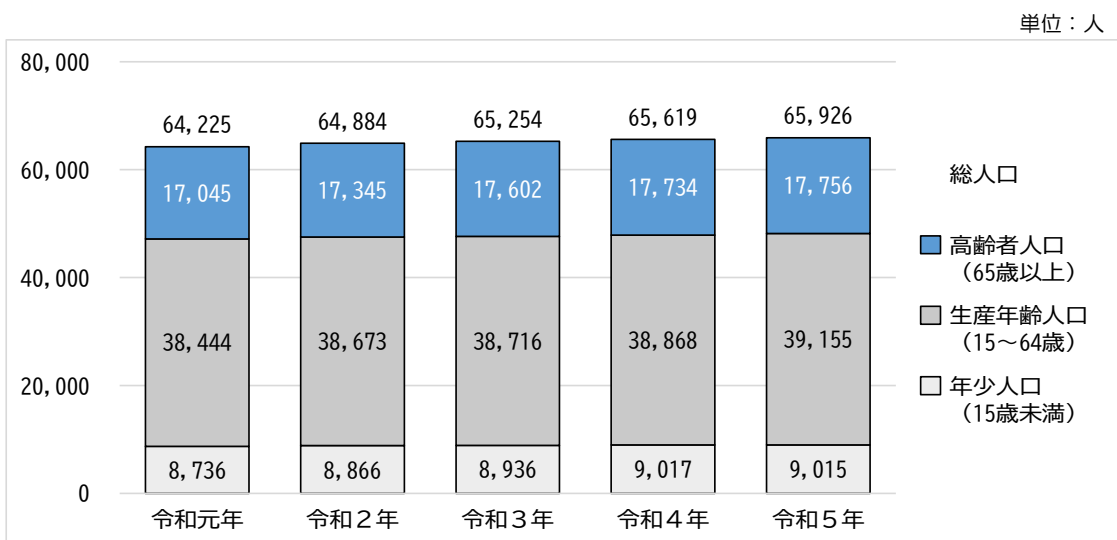
住民基本台帳に基づく令和5（2023）年10月1日現在の本市の総人口は65,926人となっており、増加傾向にあります。

年齢3区分別人口について令和元（2019）年以降の推移をみると、高齢者人口と生産年齢人口で増加傾向が続いています。

また、これらを構成比としてみると、令和元（2019）年以降、年少人口の割合は13%台、生産年齢人口は59%台で推移しています。

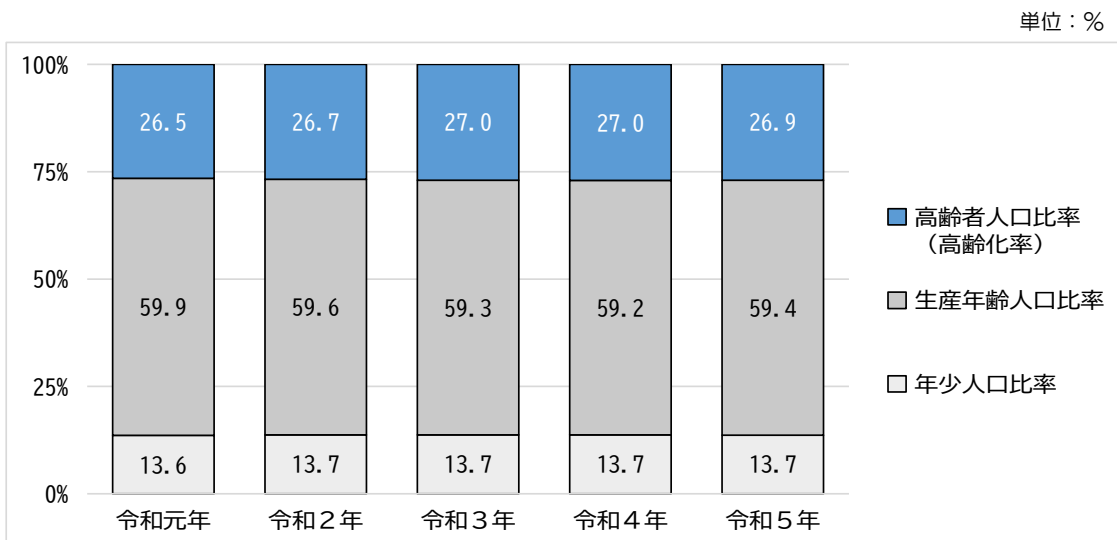
高齢者人口の割合（高齢化率）も大きな変動は見られず、令和5（2023）年においては26.9%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移■



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

（注）端数処理のため、年齢3区分別人口構成比の和は必ずしも100.0%にならない。

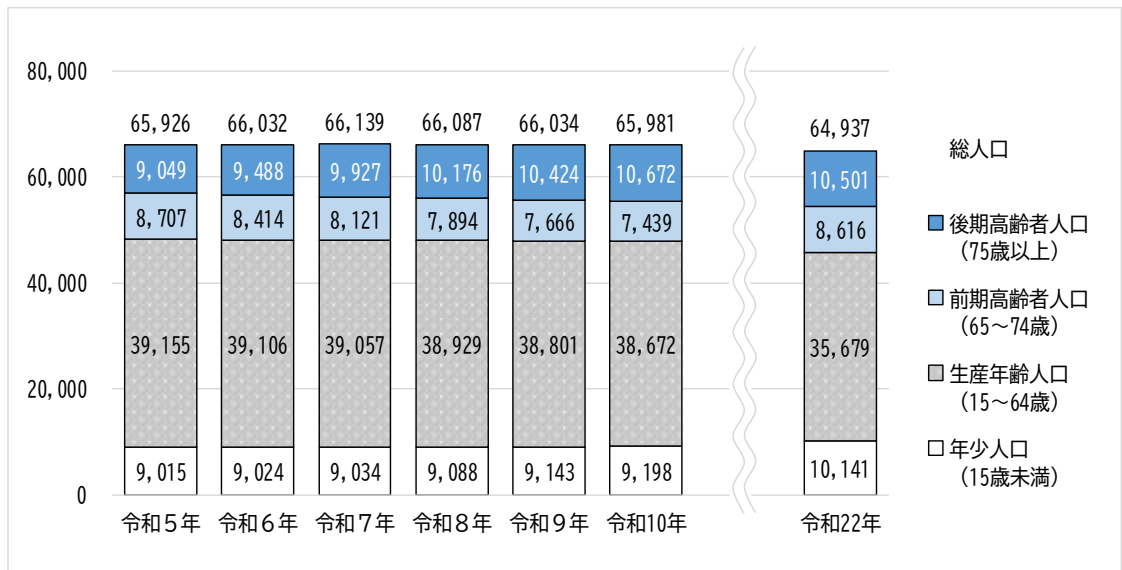
(2) 高齢者人口の推計（本編9ページ）

袖ヶ浦市基本構想を参考に令和5（2023）年10月1日の人口等により算出した人口推計によると、本市の総人口は令和7（2025）年までは微増で推移し、令和8（2026）年以降減少に転じることが見込まれています。前期高齢者人口は減少傾向が続くものの、後期高齢者人口は増加し続け、令和8（2026）年には1万人に達することが見込まれています。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢者人口は19,117人、高齢化率は29.4%まで上昇することが見込まれています。

■袖ヶ浦市の推計人口■

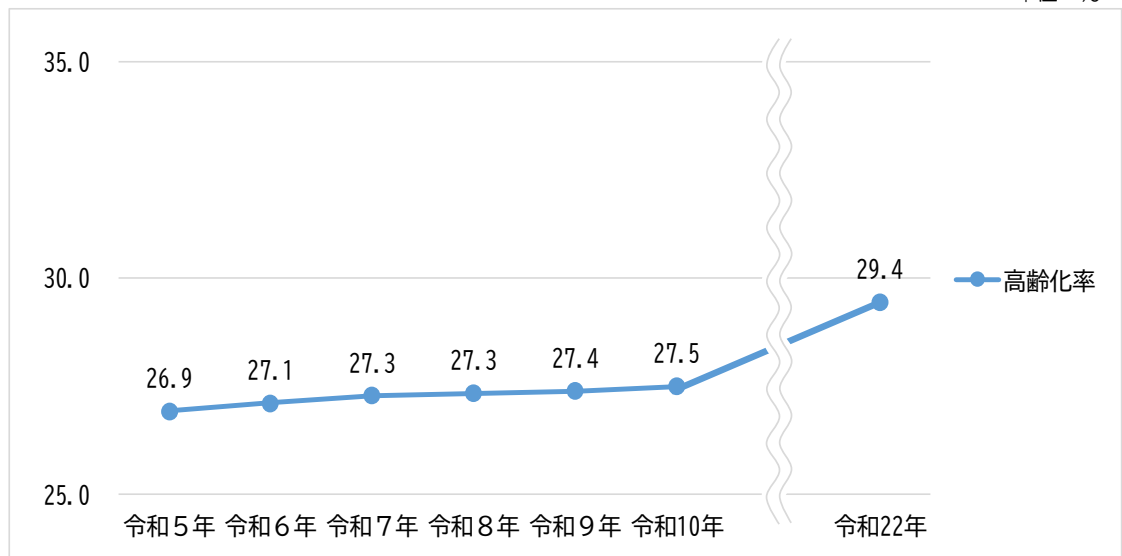
単位：人



資料：袖ヶ浦市基本構想における将来人口推計を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計

■袖ヶ浦市の高齢化率の推計■

単位：%



資料：袖ヶ浦市基本構想における将来人口推計を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計

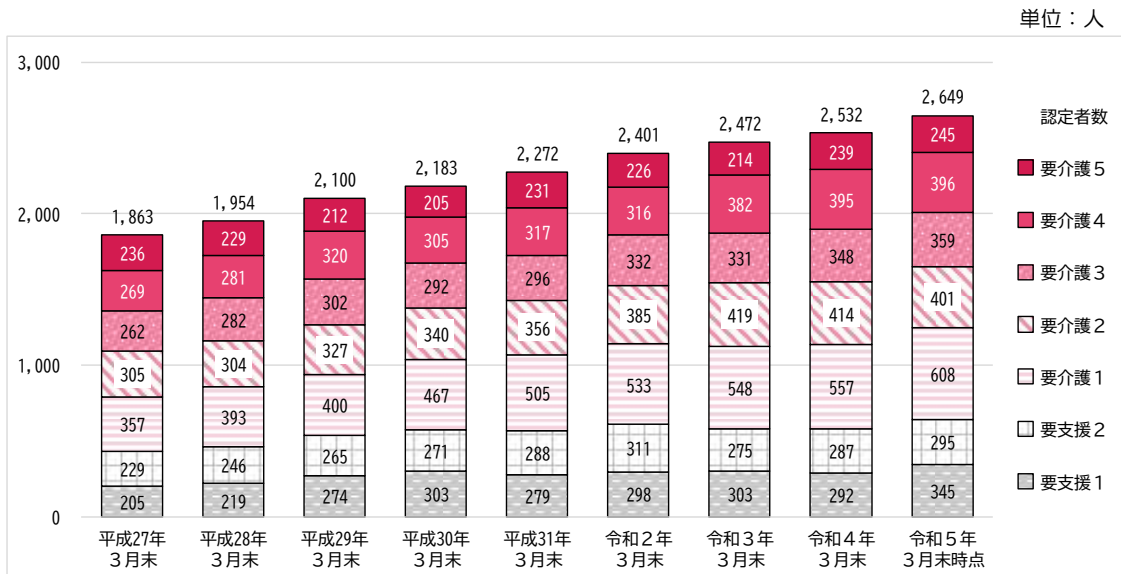
6 介護保険給付等の状況

(1) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移（本編13・14ページ）

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は増加傾向が続いています。今後も高齢者人口の増加が続くことが見込まれ、認定者数もさらに増加していくと見込まれます。

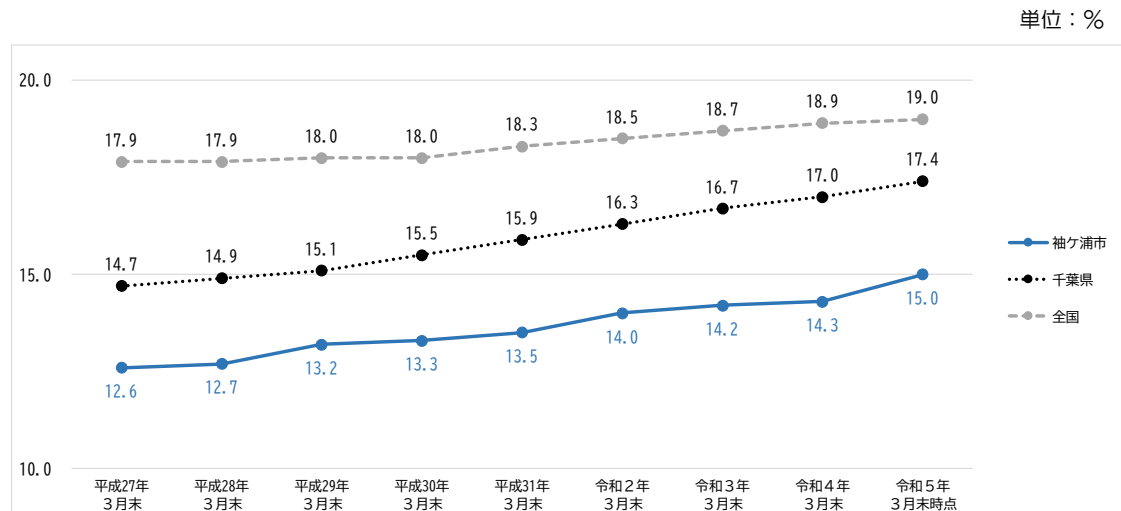
認定率は、全国、千葉県の数よりも低い割合で推移していますが、上昇傾向が続いており、令和5（2023）年3月末時点では、前年度に比べ0.7ポイント増の15.0%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度～令和3年度）、
厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和4年度）

■認定率の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度～令和3年度）、
厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和4年度）

(2) 介護保険サービス利用者（受給者）数と受給者の割合の状況（本編15ページ）

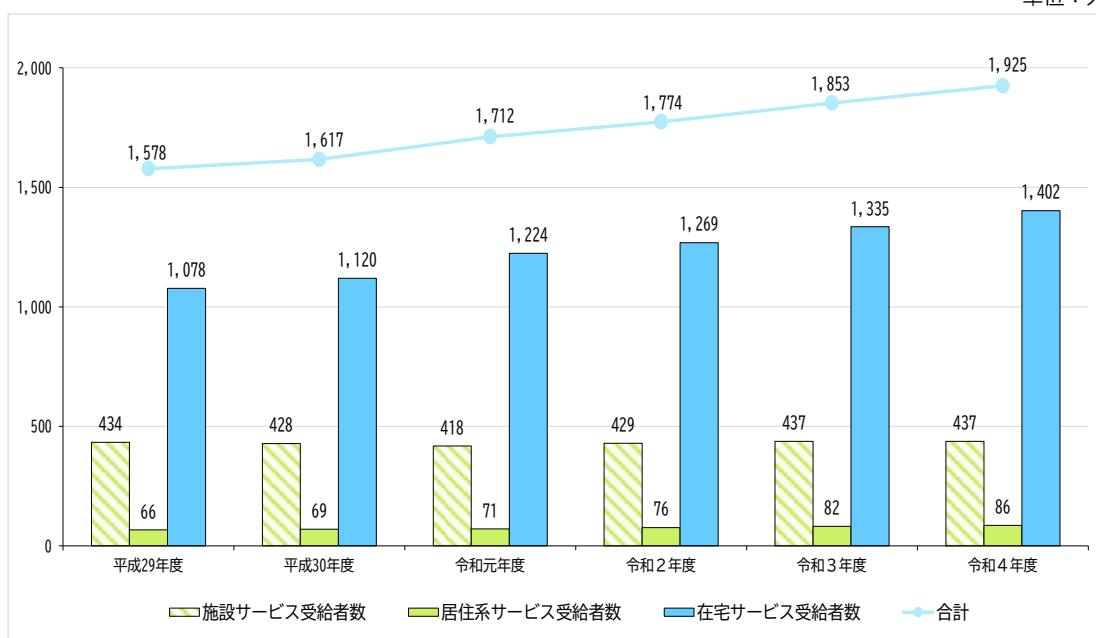
要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用する受給者数の平均についてみると、居住系サービス受給者及び在宅サービス受給者は増加傾向がうかがえます。要支援・要介護認定者数の伸びは平成29（2017）年3月末から令和4（2022）年3月末まででみると、430人程度となっているのに対し、介護保険サービス受給者数（平均）の増加は350人程度にとどまっています。

■（参考）介護保険サービスの種類■

種別	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■

単位：人



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

（注）端数処理のため、施設サービス受給者数、居住系サービス受給者数、在宅サービス受給者数の和が合計と一致しない場合がある。

7 第9期計画における重点課題（本編71・72ページ）

高齢者、要介護認定者数等の推移や動向、第8期計画の事業の実施状況、今後の施策ニーズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、第9期計画における重点課題を次のとおり整理します。

重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実

高齢になっても就労や生きがい活動等続けながら、住み慣れた地域で自分らしく元気に活躍し続けるためには、単に寿命が延びたということだけではなく、健康寿命を延ばすことが重要となります。

本計画策定にあたって実施した要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、現在の健康状態について「あまりよくない」又は「よくない」と回答した方は全体の24.5%となっており、また、現在治療中又は後遺症のある病気については生活習慣病リスク要因とされている「高血圧」が45.2%と最も多くなっています。

健康寿命を延伸するためには、このような生活習慣病を未然に防ぐための健康づくりや重症化を予防するための取組が重要となり、特に早期からの健康づくりを支援する必要があります。

また、要介護状態にならないためのフレイル予防や重度化の防止については、これまでの取組を継続・強化しながら、今後も介護予防活動の推進や地域全体で自発的に介護予防に参加することができるような環境整備が求められています。

重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画策定にあたって実施したアンケート調査では、「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたい」と回答した高齢者の割合は8割以上となっています。これまでも可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできたところですが、今後も在宅生活を支えるサービスの充実等に努めるとともに、多職種連携、地域のネットワークづくりなどを推進し、地域の特性を捉えた包括的な支援・サービス提供体制の更なる拡充が求められています。

また、介護を必要とする高齢者やその世帯では、高齢化や生活困窮、ヤングケアラー等の複数の課題を抱えていることもあり、このような課題について早期に問題を発見し適切な支援につなげるために、関係機関が連携した包括的な相談支援体制を整備する必要があります。

その他、介護サービス需要が一層増加することが見込まれる一方で、各種福祉サービスを支える人材の確保はさらに困難となることが想定されるため、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた取組が求められています。

重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり

高齢者人口の増加に伴い、認知症の人が増加することが想定されています。認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、引き続き、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、地域全体で支え合う体制の構築が必要となっています。

今回実施したアンケート調査からも、認知症について市が今後力を入れてほしい取組として、「認知症に関する正しい知識の普及」、「認知症の人やその家族のための相談対応」、「認知症の予防に関する普及」などが上位となっています。

市民が認知症を正しく理解し、認知症の人を包摂する社会を実現するためには、認知症の人やその家族の意見を発信する場を確保するとともに、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、令和5（2023）年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた支援や取組が求められています。

重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供

第2号被保険者を対象に実施したアンケート調査では、老後にやってみいたいこととして、「働くこと」と回答した人が全体の56.6%となっており、高齢になっても働く意欲のある方が多いことがうかがえます。また、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、2割の人が「何らかの仕事で収入を得ている」と回答しています。

今後、労働意欲の高い高齢者が増加することが想定されることから、高齢者の多様なニーズに対応する就労機会の確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。

その他にも、就労に限らず、ボランティア活動を通じた生きがいづくり・活躍の場の提供や、健康づくり活動への参加による地域交流促進や孤立防止等を通して、年齢に関わりなくいきいきと自分らしい生活を送ることができる社会の実現が重要となっています。

8 計画の基本理念（本編73ページ）

第8期計画は、「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」を踏まえ、かつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点に立った計画として策定し、各種施策・事業を展開してきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、要介護者の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されることから、より一層、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することにも配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにしていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動の自粛等、高齢者と地域を取り巻く環境が大きく変化したことから、今後は減少していた地域活動や趣味の活動等の再開を促し、お互いが支え合える地域づくりを進めていく必要があります。

本計画では、これまで掲げてきた基本理念と進めてきた取組を踏まえるとともに、令和22（2040）年を見据えて段階的に取組を進めていくため、第8期計画の基本理念「ふれあいとささえあい ともに安心して暮らせる まちづくり」を継承し、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指します。

■第9期計画の基本理念■

ふれあいとささえあい
ともに安心して暮らせる まちづくり

9 計画の基本目標（本編74・75ページ）

基本理念や第9期計画における重点課題、市民ニーズ等を踏まえながら、重点課題への取組を進めるとともに、第9期計画期間における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる4つの基本目標を設定し、各種施策・事業を展開していきます。

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

介護予防の推進にあたり、要介護状態の一步手前となるフレイル予防の取組や高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、要介護状態への移行を予防することが重要です。そのため、地域住民や関係機関等との連携を図り、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握するなど、介護予防の取組を推進します。

健康づくりの推進では、生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けた支援を実施するほか、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上を図り、早期からの健康づくり支援に取り組みます。

高齢になってもその人らしい自立した生活を営むことができるよう、様々な介護予防施策と健康づくり施策を一体的に推進し、効果的な施策の展開を図ります。

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

要介護認定の有無に関わらず、日常生活を送る中で何らかの支援が必要となっても、その人らしい自立した生活を継続することができる地域社会を実現するため、医療・介護・福祉・保健・その他の生活支援サービス等、高齢者に関わる機関・関係者が連携する地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

また、今後増加が見込まれる医療と介護双方のニーズを併せ持つ高齢者に対して、自立した生活を継続することができるよう、医療及び介護の関係機関の連携をさらに推進するための体制整備を進めます。

その他、地域包括支援センターの体制強化や複雑化する相談に対応するため重層的な支援体制を整備するなど、高齢者を支える包括的な相談支援体制の充実を図ります。併せて、安定した介護サービスの提供に欠かすことのできない介護人材の確保や人材育成に関する支援を進め、介護サービスの質の向上にも取り組みます。

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

支援ニーズが多様化し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増える中、さりげない見守りの実施や様々な主体による生活支援サービスの充実が重要となっています。市民や事業者、その他の団体等との連携により、従来の介護保険サービスでは提供することができない生活支援サービスの提供体制を構築し、支援が必要な方を地域の互助により支えていく地域づくりを推進します。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、認知症施策の推進や地域全体で認知症の人を支える仕組みづくりが重要です。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症サポーターの養成やその活動を引き続き支援するほか、家族や市民の方が認知症への正しい理解を深め、地域において見守りにつながる体制の整備を推進するとともに、適宜相談支援を行います。また、認知症の早期発見と支援に向けた取組を継続して実施し、認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症の人だけでなく、家族への支援についても充実を図ります。

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が生きがいを持っていきいきと生活することができるよう、趣味や学習、交流機会の提供のほか、住民組織やボランティア団体、シニアクラブ等による多様な活動を支援することによって高齢者の社会参加を促進します。

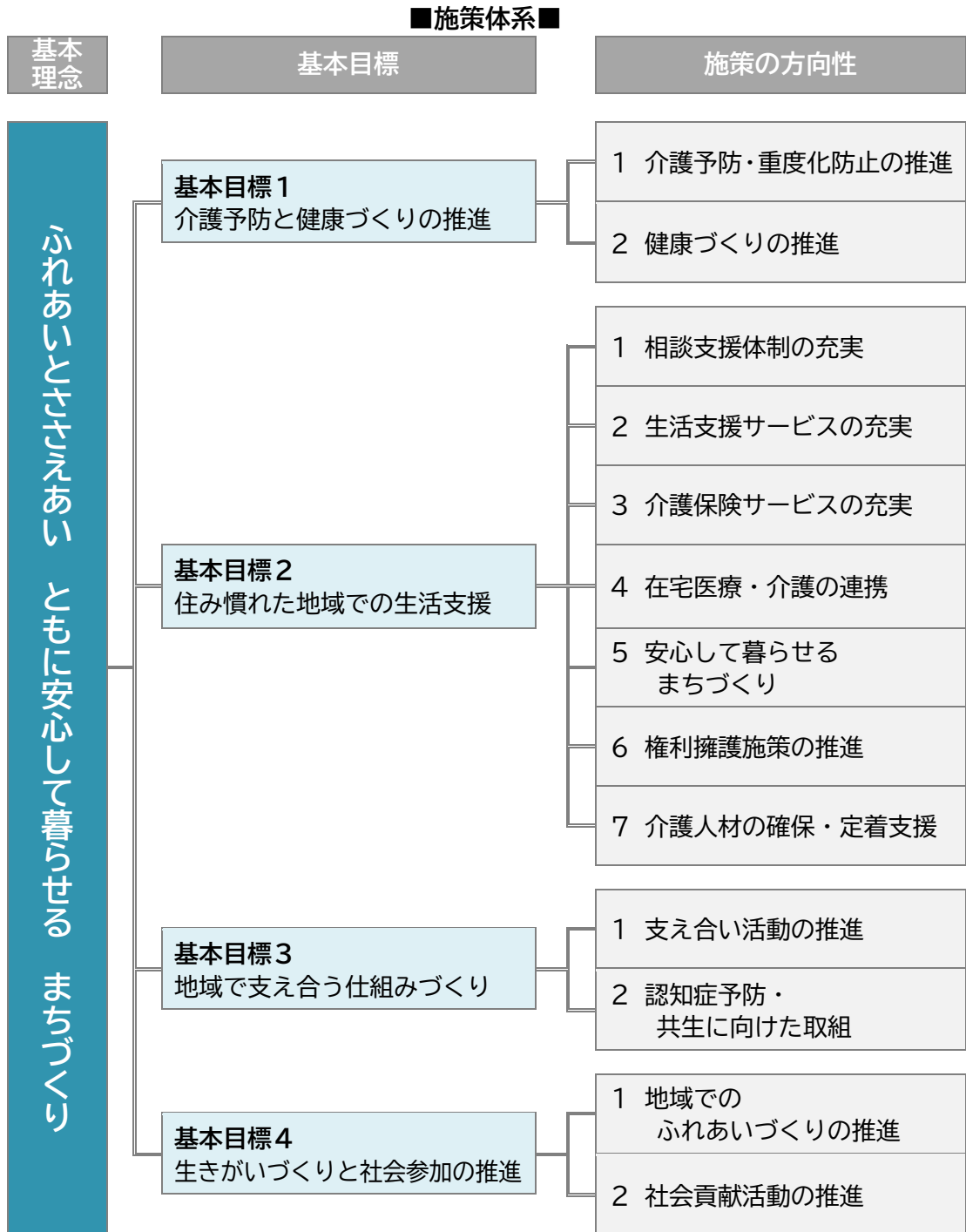
また、知識・経験が豊富な高齢者が様々な場で就労することは社会的にも非常に重要であり、今後労働人口の減少が見込まれるわが国では大きな意義を持つことから、多様なニーズに応じた活動へのきっかけづくりや人材育成等を支援し、就労・就業支援を含めた高齢者の自己実現の機会の拡充を図ります。

■第9期計画における重点課題と基本目標の関係性■

第9期計画における重点課題	基本目標			
	1	2	3	4
高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	○			○
地域包括ケアシステムの深化・推進		○	○	○
認知症の人とその家族を支える地域づくり			○	
高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供			○	○

10 施策体系（本編76ページ）

基本理念と基本目標に基づき、以下の施策体系を設定し、施策の推進を図ります。



1 1 施策の展開（本編79～110ページ）

基本目標	施策の方向性	事業名	担当課
基本目標1 介護予防と健康づくりの推進	1 介護予防・重度化防止の推進	①介護予防・生活支援サービス事業	高齢者支援課
		②介護予防普及啓発事業	高齢者支援課
		③袖ヶ浦いきいき百歳体操	高齢者支援課
		④地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課
		⑤介護予防把握事業	高齢者支援課
		⑥地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課
		⑦一般介護予防事業評価事業	高齢者支援課
		⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新規】	保険年金課 健康推進課 高齢者支援課
	2 健康づくりの推進	①健康づくり推進事業	健康推進課
		②健康づくり支援センター管理事業	健康推進課
		③成人保健事業事務事業（生活習慣病予防講演会）	健康推進課
		④がん検診事業	健康推進課
		⑤健康相談事業	健康推進課
		⑥予防接種事業	健康推進課
		⑦成人・高齢者歯科保健事業	健康推進課
		⑧後期高齢者健康診査等の実施	保険年金課 健康推進課
		⑨人間ドック検診料の助成	保険年金課
		⑩特定健康診査及び特定保健指導の実施	保険年金課 健康推進課
		⑪高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新規】【再掲】	保険年金課 健康推進課 高齢者支援課
		⑫総合型地域スポーツクラブ活性化事業	スポーツ振興課
⑬敬老事業（長寿祝金）	高齢者支援課		

基本目標	施策の方向性	事業名	担当課
基本目標2 住み慣れた 地域での 生活支援	1 相談支援体制の 充実	①地域包括支援センターの体制強化	高齢者支援課
		②地域包括支援センターによる相談支援の実施	高齢者支援課
		③重層的支援体制整備事業【新規】	地域福祉課
		④認知症に対する早期対応と支援	高齢者支援課
		⑤介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供	高齢者支援課
		⑥エンディングサポート事業	高齢者支援課
		⑦介護サービス相談員派遣等事業	介護保険課
		⑧適切なケアマネジメントに向けた支援	介護保険課 高齢者支援課
		⑨自立相談支援事業	地域福祉課
	2 生活支援サービスの 充実	①生活支援短期宿泊事業	高齢者支援課
		②はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢者支援課
		③理容師派遣事業	高齢者支援課
		④介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	高齢者支援課
		⑤世代間支え合い家族支援事業	高齢者支援課
		⑥高齢者紙おむつ等支給事業	高齢者支援課
		⑦高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者支援課
		⑧老人保護措置事業（養護老人ホーム）	高齢者支援課
		⑨高齢者移動支援事業	高齢者支援課
		⑩自立相談支援事業【再掲】	地域福祉課
		⑪移送サービス事業	社会福祉協議会
		⑫木造住宅耐震化促進事業	都市整備課
		⑬一人暮らし高齢者宅防火診断	予防課
	3 介護保険サービスの 充実	①介護保険サービス事業所整備事業	介護保険課
		②介護サービス相談員派遣等事業【再掲】	介護保険課
		③介護給付等費用適正化事業	介護保険課
	4 在宅医療・介護の 連携	①在宅医療・介護連携推進事業	高齢者支援課

基本目標	施策の方向性	事業名	担当課
基本目標2 住み慣れた 地域での 生活支援	5 安心して暮らせる まちづくり	①救急医療情報キット配布事業	高齢者支援課
		②緊急通報システム等給付貸付事業	高齢者支援課
		③高齢者の見守り・徘徊への対応の実施	高齢者支援課
		④高齢者見守りネットワーク事業	高齢者支援課
		⑤介護施設等の防災活動に対する支援	介護保険課 防災安全課
		⑥避難行動要支援者の支援	防災安全課 市民協働推進課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課
		⑦地域防犯体制強化事業	防災安全課
		⑧交通安全対策事業	防災安全課
		⑨消費生活相談・消費者意識啓発事業	商工観光課
		⑩福祉教育の推進	学校教育課 社会福祉協議会
	6 権利擁護施策の 推進	①高齢者虐待の防止と高齢者保護	高齢者支援課
		②成年後見制度利用支援事業	高齢者支援課
		③生活支援短期宿泊事業【再掲】	高齢者支援課
		④法人後見事業	社会福祉協議会
		⑤日常生活自立支援事業	社会福祉協議会
		⑥消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	商工観光課
	7 介護人材の確保・ 定着支援	①就業に対する動機付けへの支援	介護保険課
		②福祉教育の推進【再掲】	学校教育課 社会福祉協議会
		③介護人材確保育成支援事業	介護保険課
		④申請・届出の電子化による介護サービス事業者の負担軽減【新規】	介護保険課 高齢者支援課

基本目標	施策の方向性	事業名	担当課	
基本目標3 地域で支え合う仕組みづくり	1 支え合い活動の推進	①地域ケア会議の実施	高齢者支援課	
		②高齢者見守りネットワーク事業【再掲】	高齢者支援課	
		③はつらっシニアサポーターの養成、活動支援	高齢者支援課	
		④介護支援ボランティア事業	高齢者支援課	
		⑤生活支援体制整備事業	高齢者支援課	
		⑥ボランティアセンターの運営	社会福祉協議会	
		⑦地区社会福祉協議会活動の運営	社会福祉協議会	
		⑧救急・救護体制の整備	警防課	
	2 認知症予防・共生に向けた取組	①認知症サポーターの養成、活動支援	高齢者支援課	
		②認知症の家族への支援	高齢者支援課	
		③認知症に対する早期対応と支援【再掲】	高齢者支援課	
		④認知症予防の推進	高齢者支援課	
	基本目標4 生きがいづくりと社会参加の推進	1 地域でのふれあいづくりの推進	①老人福祉会館運営事業	高齢者支援課
			②シニアクラブ活動支援事業	高齢者支援課
③袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】			高齢者支援課	
④地域ふれあいサロンの設置			社会福祉協議会	
⑤保育所（園）地域活動事業			保育幼稚園課	
⑥市民活動情報サイトによる情報提供			市民協働推進課	
⑦高齢者いきいき促進事業（高齢者学級）			市民会館 各公民館	
2 社会貢献活動の推進		①シルバー人材センター支援事業	高齢者支援課	
		②市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】	市民協働推進課	
		③介護支援ボランティア事業【再掲】	高齢者支援課	
		④生活支援体制整備事業【再掲】	高齢者支援課	

1 2 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービス給付費（見込額）（本編136ページ）

介護サービス給付費を以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 居宅サービス	見込額確定後、記載します。		
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護（老健）			
短期入所療養介護（病院等）			
短期入所療養介護（介護医療院）			
福祉用具貸与			
特定福祉用具購入費			
住宅改修			
特定施設入居者生活介護			
2. 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
3. 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
4. 居宅介護支援			
介護サービスの総給付費			

(2) 介護予防サービス給付費（見込額）（本編137ページ）

介護予防サービス給付費を以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 介護予防サービス	見込額確定後、記載します。		
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護（老健）			
介護予防短期入所療養介護（病院等）			
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具購入費			
介護予防住宅改修			
介護予防特定施設入居者生活介護			
2. 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
3. 介護予防支援			
介護予防サービスの総給付費			

1 3 保険料の算出

(1) 保険給付費の負担割合 (本編138ページ)

■保険給付費の負担割合 (施設等給付費を除く) ■

国において決定した後に記載します。

■保険給付費の負担割合 (施設等給付費) ■

国において決定した後に記載します。

(2) 地域支援事業費の負担割合 (本編139ページ)

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■

国において決定した後に記載します。

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■

国において決定した後に記載します。

(3) 保険給付費等の見込額（本編140ページ）

標準給付費見込額は以下のとおりです。

■標準給付費見込額■

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費	見込額確定後、記載します。			
総給付費 （介護サービスの総給付費+介護予防サービスの総給付費）				
特定入所者介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				

地域支援事業は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおりです。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	見込額確定後、記載します。			
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				

（注）地域支援事業費については、充当される収入相当額及び対象外経費を除いています。

(4) 基準額に対する介護保険料の設定等（本編141ページ）

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は●●段階とし、各段階を以下のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
段階設定及び基準額に対する保険料率確定後、記載します。		

(5) 所得段階別介護保険料 (本編144ページ)

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、以下のとおりです。

■所得段階別介護保険料額■

所得段階	保険料額 (月額)	保険料額 (年額)
所得段階別介護保険料額算出後、記載します。		

1 4 計画の達成状況の点検と評価（本編152・153ページ）

（1）計画の達成状況の点検

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

基本施策（第4章）に掲げる各事業は、庁内関係部署に各年度の事業の実績・進捗状況の報告を求め、その結果を基に、課題の整理や改善への取組を行い、PDCAサイクルによる効率的な施策の進行管理に努めます。



（2）計画の達成状況の評価

介護保険法では、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うことが定められていることから、本市での取組結果を評価するための項目及び目標値を次のとおり設定します。

なお、この評価を袖ヶ浦市介護保険運営協議会へ報告し、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
① 要介護認定率	15.0%	16.2%以下
② 袖ヶ浦いきいき百歳体操参加者数	1,099人	1,460人
③ 地域包括支援センターの体制強化（支援センター数）	1か所 (令和5年度末：3か所)	4か所
④ 給付適正化の取組の実施率	100.0%	100.0%

※①要介護認定率の目標値（令和8年度）については、現時点における値であり、介護給付見込み算定結果により変動する場合があります。

■介護保険法（抜粋）■

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3～7 （略）

8 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

9 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

10～14 （略）

※全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条の規定による改正後（令和6年4月1日施行）

（3）袖ヶ浦市介護保険運営協議会

計画策定後も袖ヶ浦市介護保険運営協議会を適宜開催し、様々な立場の委員からの幅広い意見を基に、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■袖ヶ浦市介護保険運営協議会とは■

介護保険事業の運営に関する事項や介護保険事業計画に関する事項等について審議するため、被保険者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、費用負担関係者から構成される「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」を、市長の附属機関として設置しています。

なお、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を兼ねています。

